

Press Release

報道関係者 各位

平成 26 年 12 月 22 日

【照会先】

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室

室 長 三木 朗

室長補佐 今川 正紀

(電話代表) 03(5253)1111 (内線 2474)

(電話直通) 03(3595)2337

ポーランド産牛肉の混載事例

- ・検疫所の輸入時検査において輸入条件に適合しないポーランド産牛舌が確認されました。
- ・厚生労働省は、当該施設から出荷された貨物及びポーランド産牛舌の輸入手続きを停止し、ポーランド政府に対し詳細な調査（再発防止策等）を要請しました。

1. 事案の概要

- (1) 11月18日、成田空港検疫所の現場検査において、輸入条件である扁桃の除去が不十分なポーランド産牛肉（冷凍舌 3 箱・52.05 kg）を確認しました。
- (2) 同日、厚生労働省は、当該貨物について、在京ポーランド大使館に照会しました。
- (3) 12月11日、ポーランド政府から、本事案については、当該施設における対日輸出条件の理解不足が原因で生じたため、再発防止策を実施する旨の通知がありました。
- (4) また、当該施設からの貨物及びポーランド産牛舌については、衛生証明書の発給を一時停止する旨の通知がありました。

(注) 貨物の概要

(ア) 出荷施設：ZAKLAD PRZEMYSLU MIESNEGO BIERNACKI SP. Z O. O. (30063801)

(イ) 輸入者：丸紅 株式会社

(ウ) 品目：冷凍牛舌

(エ) 総重量：3 箱(52.05 kg)

※当該貨物は全量保管中。

2. 対応

厚生労働省では、当該施設からの貨物及びポーランド産牛舌について、輸入手続きを停止するよう検疫所に指示しました。

今後、ポーランド政府からの詳細な調査報告（再発防止策等）を踏まえ、適切に対応することとしています。

(参考) ポーランド産牛肉の輸入実績（平成26年 8 月 1 日～12月21日：速報値）

届出件数	届出重量(トン)
9	0.7